

三重短期大学に対する短期大学認証評価結果

I 判 定

2024 年度短期大学認証評価の結果、三重短期大学は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総 評

三重短期大学は、「知の創造と継承を理念として、真理の探求とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携し、協働することを通じて、地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与する」を理念に掲げ、「三重短期大学学則」において「教育基本法にのっとり、広く教養を与えるとともに、深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。また、短期大学の理念及び目的を達成するために、短期大学及び各学科に具体的な教育目標を定めている。しかし、理念・目的等を実現していくために必要な将来計画（中・長期計画）については未だ策定されていないことから、内部質保証を確実に推進するためにも早期に設置者との協議を進め、将来計画（中・長期計画）の策定に努めることが望まれる。

内部質保証については、学長を委員長とした「内部質保証推進委員会」が内部質保証の推進に責任を負っており、各委員会から提出された「総括」や『FD・SD活動報告書』『三重短期大学年報』『地研年報』『地域連携センター年報』の評価を行っている。評価結果は、発展計画委員会での審議を経て教授会に報告するほか、改善が必要と判断される場合は、改善策を発展計画委員会での総合的検討を経て教授会での審議に付すこととしている。

教育については、全学及び各学科で学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。教育課程は、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、各学科において「基礎科目」「共通科目」「専修科目」に区分して、編成し、アクティブラーニングやフィールドワークなどをとり入れて学生の学習の活性化を図っている。また、「三重短期大学アセスメント・ポリシー」を定め、学生の入学時から卒業時までの成長を検証し、学習成果・教育成果の評価・測定を行っている。ただし、アセスメント・ポリシーの設定及びルーブリックの運用は始まったばかりであることから、制度導入による効果については今後検証する必要がある。

優れた点として、三重短期大学の定める理念の一つである「地域貢献の理念」を実現するために、大学、教員、学生レベルでさまざまな事業に取り組んでいることが挙げられる。特に、三重県内の公立高等学校と高大連携協定を締結し、高大連携講座や文章作成講座などを毎年開催しており、この講座を受講した生徒の多くが当該短期大学に進学している。また、地域のさまざまな関係者を巻き込んだ「キャリア形成セミナー」の授業は、働くことや職業観等を考える貴重な機会になっている。就職や編入学等について気軽に教員に相談できる環境が整っていることと相まって、高い就職率に繋がっていることは評価できる。

一方で、改善すべき点もいくつか見受けられる。法経科第2部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い。ため、定員管理を徹底するように更なる改善が求められる。また、一部方針については、その内容や方針自体に不備があるため改善が望まれる。

今後は、内部質保証システムの改善・向上に向けた取り組みを行い、上記の改善すべき点を是正するとともに、内部質保証推進のための学内組織をより一層機能させることで、理念・目的・教育目標の達成に向け、更なる発展を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

当該短期大学は、理念を「知の創造と継承を理念として、真理の探求とそれに基づく教育により優れた人材を育成するとともに、地域における知の拠点として、広く市民と連携し、協働することを通じて、地域の文化の向上及び豊かな地域社会の実現に寄与する」と定めている。

上記の理念に基づき、短期大学の目的として「教育基本法にのっとり、広く教養を与えるとともに、深く専門の学術技能を教授研究し、有為の人材を育成して文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。これを踏まえ、各学科ではそれぞれの教育目標を定めており、例えば、法経科第2部では、「社会科学についての基本的な素養を身につけた市民の育成をめざす」「『学ぶことで自らの人生をより豊かなものにしたい』という願いを支援する」「社会のみならず文化や自然についての幅広い教養の上に、広い視野と寛容さを身につけた、地域社会に貢献しうる見識ある市民の育成をめざす」と定めている。

以上のことから、短期大学として掲げる理念に基づき、短期大学の目的及び各学科において、適切に人材養成の目的を定めているといえる。

② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

当該短期大学の理念・目的は、「三重短期大学学則」（以下「学則」という。）に定めており、ホームページに掲載することで、広く社会に対して公表している。教職員に対しては、「三重短期大学諸規程集」による周知のほか、新任教職員の研修時に配付する研修用冊子『ようこそ三重短期大学へ！』を通じて説明している。学生に対しては、入学時に『学生便覧』を配付するほか、学科ごとのガイダンスにおいて説明し、理解を深めている。

これら目的等を記載した『キャンパスガイド』については、三重県内のすべての高等学校と県外の重点校として指定した受験生が多い高等学校を、教員が毎年夏季と冬季に訪問する際に、進路支援担当教員に教育目標を説明するなど、工夫を講じている。

以上のことから、短期大学の理念・目的を適切に明示し、社会に公表しているといえる。

③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

将来を見据えて学生部長、図書館長兼地域連携センター長、法経科長、生活科学科長、食物栄養学専攻主任からなる三重短期大学将来構想検討WGがとりまとめた『三重短期大学将来構想検討WG協議内容中間報告書』『平成30年度三重短期大学将来構想検討WG報告書』『短大充実案具体化のためのWG報告書』に示された2学科制から3学科制への変更、公立の短期大学として一層の充実をはかるという方向性に基づき、2021年度からの新体制に向けてカリキュラム改編及び各学科の3ポリシーの見直しの検討を行い、2021年度から3学科体制の確立や法経科2部への長期履修学生制度の導入を図っている。

一方で、理念・目的等を実現していくために必要な将来計画（中・長期計画）については未だ策定されていない。この点については、前回の認証評価結果における総評の中でも指摘した事項であることから、早期に設置者との協議を進め、将来計画の策定に努めることが望まれる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

当該短期大学は、「三重短期大学内部質保証推進のための方針と手続き」において、内部質保証のための全学的方針を、「主体的に点検と評価を進めると共に、他

者からの批判的評価を積極的に求め、その付託に伴う責務を自律的に果たすべく務める』とする本学の『大学運営の理念』と、『教育研究水準の向上を図り、大学の設置目的及びその社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行うとともにその成果を公表する』と定める本学学則第2条にのっとり、主体的な点検と評価および外部からの点検と評価を通して、内部質保証の推進に恒常的に取り組む」と定めている。

また、同方針には「手続き」として「実施体制」及び「実施方法」を明示している。「実施体制」としては「内部質保証推進のための全学的な P D C A サイクルを統括する組織として、内部質保証推進委員会を置く」ことや、同委員会の構成員とその職責を示している。また、「実施方法」においては、年度初めに内部質保証推進委員会委員長が各委員会委員長に当該年度の「目標と計画」の策定と提出を求め、各委員会から提出された「目標と計画」を内部質保証推進委員会が点検・評価し、同委員会での審議結果をもとに、発展計画委員会で各委員会の「目標と計画」を審議したのちに、内部質保証推進委員長として学長が「目標と計画」及び審議内容（改善依頼等）を教授会に報告し、審議承認を受けることとしている。そのうえで、年度末には内部質保証推進委員会委員長の求めに応じ、各委員会では「総括」を作成するほか、F D ・ S D 活動推進委員会では『F D ・ S D 活動報告書』を、地域連携センター（地域連携委員会）では『地域連携センター年報』を、地域問題研究所（地研運営委員会）では『地研年報』をまとめることとしている。これら委員会がとりまとめた「総括」等を内部質保証推進委員会が点検・評価し、同委員会での審議結果を踏まえ、更に発展計画委員会で審議を行った結果を内部質保証推進委員会の委員長である学長が教授会に報告し、審議承認を受けるという一連の内部質保証の手続を示している。

当該方針においては、上述の学内における点検・評価のプロセス等に加え、「学外からの点検・評価」として認証評価機関や外部評価委員会による点検・評価に関する事項や、「内部質保証推進委員会の活動に対する点検と評価」についても明示している。

「三重短期大学内部質保証推進のための方針と手続き」は、ホームページにおいて公表している。

以上のことから、内部質保証の方針のための全学的な方針及び手続を明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2020 年度までは、評価委員会が主体となって自己点検・評価を行う体制を採っていたが、内部質保証を推進し、教育研究の水準の向上を図るために、2021 年度

より内部質保証推進委員会を設置し、同委員会を内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として位置づけている。同委員会は学長が委員長を務め、学生部長、図書館長兼地域連携センター長、各学科長、地域問題研究所長、内部質保証推進委員会主査、FD・SDワーキンググループ長、事務局長に加え、学長の推薦に基づき教授会が承認した教職員若干名をもって構成している。

内部質保証推進委員会は、各委員会から提出された「総括」や『FD・SD活動報告書』『三重短期大学年報』『地研年報』『地域連携センター年報』の評価を行い、評価結果を発展計画委員会での審議を経て教授会に報告するほか、改善が必要と判断される場合は、発展計画委員会での総合的検討を経て教授会での審議に付すこととしている。なお、発展計画委員会の内部質保証推進体制における位置づけは、内部質保証推進委員会にて点検・評価された「総括」を踏まえ、改善点等を協議し、教授会への提案を行うことである。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を構築しているといえる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の策定とその適切性に関する議論は、各学科会議及び各コース会議にて行っており、審議内容や決定事項、課題について教授会に報告している。

自己点検・評価については、年度始めに内部質保証推進委員会のもと、学務委員会、FD・SD活動推進委員会、教養教育委員会等の各委員会は、年度ごとに「目標と計画」を定め、これに基づいて活動を行い、年度末に、目標・方針の達成状況及び次年度に向けての課題等について「総括」としてとりまとめている。内部質保証推進委員会は、各委員会から提出された「今年度の目標・方針」及び「年間計画」と、その達成度を振り返って作成された「総括」を踏まえて点検・評価を行い、改善が必要な場合には、発展計画委員会での検討を経て、教授会で改善依頼等を審議する仕組みを構築している。

上記のような定期的な点検・評価を行った結果を踏まえ、例えば2019年度には、2021年度からの食物栄養学科の新設や法経科第2部の定員削減と長期履修学生制度の導入等に向けて、各学科やコース、学務委員会、教養教育委員会等で議論を重ね、3つの方針を見直し、カリキュラム改編を行っている。

なお、前回の短期大学認証評価で指摘された事項については、当時の評価委員会のもとで対応を行い、改善を図っている。

自己点検・評価における客観性や適切性を確保するため、学外有識者による評価を行い、教育水準の向上を図ることを目的として外部評価委員会を設置し、毎年度開催している。同委員会においては、審議の結果を報告書としてとりまとめ、ホー

ムページにて公表している。また、内部質保証推進委員会は毎年度末に「卒業生満足度調査」を実施し、教育研究活動の点検・評価を行い、質の向上に努めているほか、FD・SD活動推進委員会では「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果に基づき各教員が授業改善策を講じることで、教育面での質保証を図っている。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動等の状況については、ホームページに情報公開のページを設け、『自己点検・評価報告書』及び認証評価結果を含め各種情報を公表している。

また、地域連携センターでは、毎年『みえたんの種 三重短期大学シーズ集』を発行しており、教員が提供可能な出前講座の紹介を行うほか、教員の研究、教育、社会活動の紹介を行い、地域住民への情報提供を行っている。

財務状況については、各年度の津市一般会計の歳入歳出予算として、津市議会における審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき公表しているほか、『三重短期大学年報』及びホームページでも公表している。これらの情報公開については、「津市情報公開条例」に基づいて開示請求に応じている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、内部質保証推進委員会において、毎年度初めに策定した「目標と計画」の達成状況を、毎年度末に「総括」を策定する過程で点検・評価し、その結果を発展計画委員会及び教授会で審議している。また、各委員会の取り組みについては、各委員会がとりまとめた報告書の内容を内部質保証推進委員会が点検・評価している。

また、学外の評価者として外部評価委員会が、内部質保証推進委員会の活動も含めた大学運営全般について定期的に評価を行っており、学内外の点検と評価結果に基づき、改善・向上を図っている。

なお、2017 年度の本協会による短期大学認証評価の結果において、内部質保証に関し提言が付されたことから、2021 年度に、これまで主に自己点検と認証評価に関わる業務を統括していた評価委員会を改組し、学長を委員長として、全学的な内部質保証を統括し、内部質保証を推進して教育研究水準を向上させる内部質保

証推進委員会に改めている。

以上のことから、内部質保証の適切性を点検・評価し、その結果から改善・向上へ向けた取り組みを実施し、結果を公表する体制を適切に整備しているといえる。

3 教育研究組織

<概評>

① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

当該短期大学の理念・目的及び「真理の探究（知の創造・継承・発展）」と「優れた人材の育成」という「教育研究の理念」を踏まえ、法経科第1部（法律コース、経商コース）、法経科第2部、食物栄養学科食物栄養学専攻、生活科学科生活科学専攻（生活福祉・心理コース、居住環境コース）を設置している。

また、「地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元」し、「高等教育に対する地域のニーズに的確に応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献」するという「地域貢献の理念」を実現するため、「地域連携センター」と「地域問題研究所」を設置している。

以上のことから、学科その他の組織の設置状況は、短期大学が掲げる理念や目的と合致しているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性については、内部質保証推進委員会が毎年度検証を行い、『自己点検・評価報告書』を数年ごとに刊行している。教育研究に関わる各組織（学務委員会、情報委員会、図書館委員会、地研運営委員会、教養教育委員会、FD・SD活動推進委員会、地域連携委員会、研究倫理委員会、栄養士実習委員会、社会福祉委員会）は、前年度末の「総括」で検証した課題及び内部質保証推進委員会が指摘した改善事項をもとに、毎年度初めに当該年度の活動の「目標と計画」を立て、内部質保証推進委員会に提出し審議・承認を得たうえで、発展計画委員会及び教授会で全学的な審議と承認を得て年間活動を行い、その達成度を踏まえて「総括」の作成を行っている。

2021年度には、従来の法経科第1部・第2部、生活科学科に加えて、食物栄養学科を設置した。教育研究組織の改編においては、その都度ワーキンググループを立ち上げ、各学科や学務委員会等の各種委員会、発展計画委員会、教授会の審議を経て実施している。各学科では、学科会議及びその下部組織としてのコース会議が学科及びコース特有の事情を反映した教育研究組織の在り方について審議検討を

行い、適切性を検証し、その検討内容は定例教授会に報告している。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学位授与方針については、教育目標を踏まえ、全学及び各学科で定めている。全学の学位授与方針では、「創造性豊かな人間性と優れた専門性」「実社会で活躍できる知的・人間的資質」「地域社会を主体的に担う」「国際社会に対する理解とコミュニケーション能力や情報社会に対応できる能力」の4つの能力や態度を身につけた学生に短期大学士の学位を授与すると定めている。

全学の方針を受けて、学科ごとの学位授与方針を定めている。例えば、法経科第1部では「法律・政治・経済・経営など社会科学の基幹分野に関する基本的な知識を修得し、最新の学問的到達についても一定の理解をもっている」ことなど5つの能力を具体的に定めている。

これらの学位授与方針は、ホームページにて公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、適切に公表していると判断できる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針については、学位授与方針を踏まえ、全学及び各学科で定めている。全学的な教育課程の編成・実施方針では、「文化・社会・人間・自然に関する人類の知的遺産を学び理解するとともに、基本的な知的思考能力を育成するために、幅広く教養科目を開講」することや「総合的に考える能力、科学的な思考法、適切な自己表現能力、自主的な課題発見・解決能力など応用力や実践力を育成するために、講義科目のほかに実習・実験科目を開講し、とりわけ演習科目を重視した教育」の実施等、4つの観点で定めている。

全学の方針を受けて、各学科や専攻で教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、法経科第2部では「社会科学の基本的な素養と幅広い教養を身につけた学生を育成するため、語学、教養系科目（共通科目）、社会科学の基礎的専門科目を開講しています。また、卒業年次には少人数で行う社会科学演習を開講し、指導教員の下で各自が選択したテーマを深めていけるようにしています」と定めている。

教育課程の編成・実施方針はホームページにて公表している。

以上のことから、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、適切に公表していると判断できる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針を踏まえて、各学科において、教育課程を「基礎科目」「共通科目」「専修科目」に区分し、編成している。なお、生活科学科においては、これに加え「社会福祉士発展科目」を設けている。

一般教養科目として、「基礎科目」と「共通科目」を設け、「基礎科目」では、語学科目として英語、ドイツ語、フランス語、中国語の4つの外国語科目を置くほか、「共通科目」では、人文科学系、自然科学系、社会科学系等の科目を配置している。以上のように、全学科共通の科目区分として「基礎科目」の語学科目と「共通科目」を設けることで、カリキュラムの統一性を図っている。

これに加え、各学科はそれぞれの特色に応じて科目を配置している。例えば「基礎科目」について、上述の語学科目に加え、食物栄養学科及び生活科学科においては、各学科の入門講義に該当する科目を配置しており、食物栄養学科においては「食物栄養学入門」、生活科学科においては「専修基礎」として概論科目を開講し、短期大学における学びの基本となる知識や初学者のための学び方について教授している。また、「専修科目」では各学科の分野に応じた科目を配置している。食物栄養学科においては、栄養士法施行規則に基づき「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の6分野に分けて科目を編成し、履修年次を指定することで、基礎的な知識の習得から専門的な内容へと段階的に学習できるよう配慮している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、適切に授業科目を開設し、教育課程を編成していると判断できる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の主体的参加を促す授業形態として、アクティブラーニングやフィールドワーク等の体験を通じて学ぶ学習を採り入れている。各学科で特色ある教育を行っており、例えば、法経科第1部で開講している産学連携講義の「起業論」では、授業での学びを基礎として、グループワークを通じてビジネスプランを作成し、連携企業のコンサルティング部長を務める兼任教員から実践的なコメントをもらうよう工夫している。

また、学生の学習を効果的に行うための措置として、一部科目については1授業あたりの学生数を授業形態に配慮して制限している。例えば、外国語科目（英語Ⅰ・ドイツ語Ⅰ・フランス語Ⅰ・中国語Ⅰ）については1クラス30名程度となるよう受講者数を調整している。

さらに、学生が体系的に学習し、目標とする資格を取得して卒業要件を充足でき

るよう個別に履修指導を行っている。

『履修要項（シラバス）』については、記載形式を統一し、「授業概要」「授業目的」「到達目標」「講義計画」「予習・復習の内容」「教材・テキスト・参考文献等」「成績評価方法」「実務経験」「その他」の項目について明記するほか、全学及び各学科の学位授与方針との対応も明示している。また、『履修要項（シラバス）』は、表現や用語、出席の取扱い方法等を全学的に統一することを徹底している。やむを得ず授業内容を変更する場合には、その旨を授業内に周知するようにし、「学生による授業評価アンケート」の実施時に適切なアナウンスがあったかを確認している。

単位の実質化を図るための措置として、従来、各年次においてバランスのよい履修となるよう、2年次において20単位以上を修得することを求めていたが、2017年の本協会の認証評価において指摘を受けたことから、1年間に履修登録できる単位数の上限を定め、2021年度入学生から適用している。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じていると判断できる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価に関しては、学則に、試験等の結果によって行うと定めており、授業科目ごとに『履修要項（シラバス）』にその評価方法や評価割合を明示している。また、2019年度入学生からGPA制度を導入している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するために、授業評価アンケートの項目に質問を設け、受講者から評価を受けるようにしているほか、学生部を介しての異議申し立ての制度も整えている。学生からの異議申し立てが妥当と担当教員が認めた場合に成績変更を行っているほか、成績評価調査委員会の審議を経て担当教員に成績評価の訂正を求めることができるとしている。

既修得単位の認定については、各学科で審議のうえ、教授会で認定している。

学位授与に係る卒業要件については、学則に、必要な在籍年数及び必要な修得単位数を定め、詳細については各学科の『履修要項（シラバス）』や『学生便覧』に記載するとともに、各学期はじめに行うオリエンテーションで説明を行うことで学生に周知を図っている。卒業認定については、教授会の議を経て学長が承認している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学生の学習成果を把握する取り組みとして、「学生による授業評価アンケート」

を実施している。また、卒業時に「卒業生満足度調査」を実施し、通常の授業評価アンケートでは把握できない総合的な成長に関する学生の評価を把握し、学位授与方針に掲げる目標を達成できたかについて検討する重要な機会としている。結果については、内部質保証推進委員会が取りまとめ、教授会に報告している。

また、2022 年にはアセスメント・ポリシーを設定している。3つのポリシーに基づき、「大学全体」「学科・コース」「個々の科目」の3つのレベルにおいて指標を設定し、学生の入学時から卒業時までの成長を検証し、学習成果・教育成果の評価と測定を行っている。このアセスメント・ポリシーに従い、各学科に適したルーブリックを作成し、全学科・コースで運用を始めており、学生が学位授与方針に掲げる教育目標を達成できているかどうかを、卒業研究や卒業論文といった具体的な成果物を通じて把握している。くわえて、食物栄養学科においては、学科の学位授与方針に栄養士の育成を目指すことを明記していることから、栄養士の資格取得率を踏まえて、学習成果を把握している。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を概ね適切に把握・評価していると判断できる。ただし、アセスメント・ポリシーの設定及びルーブリックの運用は始まったばかりであることから、制度導入による効果については今後の検証に期待したい。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性の検証については、全学的に学務委員会が担っている。「語学基礎」や「共通科目」については教養教育委員会、各学科・専攻の「専修科目」については各学科・専攻会議で定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、各授業内容や評価方法の適切性及び目標到達度などの点検・評価については「授業評価アンケート」で行っている。なお、資格取得に関する法令等に変更があった場合は、定期的な点検・評価に加え、当該資格課程を所管する学科において新制度に適合するカリキュラムに改編している。例えば、2020 年に「社会福祉士及び介護福祉法」の改正に伴い、国家試験に関して変更が生じた際には、専攻会議で生活科学科生活科学専攻生活福祉・心理コースに開設する科目の見直しを行った。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（専門職短期大学及び専門職学科のみ）

該当なし。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針については、全学及び各学科・専攻で定めている。全学においては、理念と教育目標に基づき、求める学生像を「目標を理解し、必要な基礎学力と豊かな感性を備え、主体的に学ぶ姿勢をもち、積極的に社会と関わり、他者と協働しながら地域社会を形成しようとする学生」と定めている。

各学科・専攻においては、全学を踏まえて当該方針を定めており、例えば、生活科学科生活科学専攻では、求める学生像を「社会福祉、心理、住生活、環境、情報といった『いのち』と『くらし』に関わる学問に関心のある学生」「生活福祉・心理コースにあつては、社会福祉学や心理学をはじめとする学問の基礎的知識を修得し、その成果を自らの進路に生かしていくことを希望する学生」等4項目を定めている。また、各学科・専攻においては求める学生像を踏まえ、各入学者選抜において重視する能力等についても方針に明示している。

学生の受け入れ方針は、『学生募集要項』やホームページを通じて公表している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき学生を選抜するため、「学校推薦型選抜」「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」「関連分野特別選抜」（いわゆる「総合型選抜」）のほか、「社会人特別選抜」試験を実施している。

学生募集については、図書館長を委員長とする広報委員会を設置し、学生募集に関する広報宣伝活動を企画・立案しており、『キャンパスガイド』の作成、高等学校への広報・入学試験関連資料の送付、高等学校訪問、オープン・キャンパス、受験相談会の開催等を実施している。

『キャンパスガイド』においては、入学金・授業料を掲載している。また、授業その他の費用や経済的支援について、ホームページ、「入学試験実施概要」「学生募集要項」において情報提供を行うほか、オープン・キャンパス、受験相談会では奨学金に関する個別相談に応じている。

入試の実施にあたっては、入学試験管理委員会において実施計画を策定し、当日の人員配置の決定を行い、実施している。

面接やプレゼンテーションの実施にあたっては、事前に評価票や評価基準を各学科の学科会議で確認し、適正な選抜実施に向けて学科内で共有している。また、

小論文試験の採点においては、採点基準を事前に明確化し、不公正な採点や点数の偏りが生じることを防止している。

入学試験後は学科会議で合否判定の原案を作成し、教授会において合否判定を行い、最終的に学長が決定するプロセスとなっている。合否判定の結果は入学試験情報とともに入学試験管理委員会がホームページ・掲示・書類送付などの手段により発表している。

以上のことから、学生募集の方法（募集要項等の整備）、授業その他の費用、経済的支援に関する情報提供や入学者選抜の運営体制、手続のもと、入学者選抜を適切に行っているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

定員管理について、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率は、法経科第1部、食物栄養学科、生活科学科では概ね適切である。一方で、法経科第2部においては、それらの比率が低いため、改善が求められる。

学生の受け入れについて、定員未充足に対する改善の方策として2021年度から長期履修学生制度を導入し、リカレント教育を充実させるなどの方策を講じるとともに、入学定員を削減することで改善に向けて取り組んだ。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり2021年度から2022年度まで入学者数については減少がみられたが、2023年度入学試験では、社会人向けのチラシ・ポスターの作成・配付や定時制・通信制高等学校への働きかけ等の広報宣伝活動の強化により、長期履修学生制度を利用する「社会人特別選抜」による入学者が増加した。現在、入試機会・種別の増加や実施期日の前倒しによる受験者層の新規開拓等を検討している。

以上のことから、今後も定員の充足に向けて引き続き改善に取り組むことが望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価は、各学科会議において行っている。学科会議では、学生の受け入れ方針、入学者の選抜方法、入学定員の入試区分ごとの割り振りなどを点検・評価し、見直しが必要な事項は、各学科の入学試験管理委員を通じて全学の入学試験管理委員会に提起し、討議して次年度の「目標と計画」を作成している。各学科が作成した「目標と計画」は、内部質保証推進委員会での点検・評価を経て、発展計画委員会及び教授会において審議のうえ、最終的には学長が決定している。

点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組みとして、法経科第2部の入学定員の見直しや食物栄養学科及び法経科第1部経商コースにおける「関連分野特別選抜」の導入を行っている。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上につなげているといえる。

<提言>

改善課題

- 1) 法経科第2部では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が0.59、収容定員に対する在籍学生数比率が0.66と低いため、改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

教員組織の編制にあたり、2007年度の学科改編に向けてまとめた『三重短期大学在り方研究会資料 学科改編の概要』及び2012年3月にまとめた『三重短期大学将来構想—短期大学としての充実・発展をめざして』の中で、各学科での状況を踏まえて教員の配置換えを行ったことなどを記載しているものの、求める教員像及び教員組織の編制の在り方については、明文化されていない。学生に対して体系的・効果的な教育を実施する観点から、必要な分野や教員構成等を示した教員組織の編制に関する方針の策定が望まれる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員組織については、いずれの学科も短期大学設置基準に定める教員数及び教授数に対する専任教員数を満たしており、専任教員の構成については、性別及び年齢の観点からみて、大きな偏りは見られない。

教育上主要な科目について、いずれの学科も専任教員が担っている。コース主任が中心となり、コース内の教育課程にふさわしい人員配置となるよう、後任人事の際や中期計画の策定の際に検討し、学科会議の意見を反映している。専門教育科目については、半数以上を専任教員が担当している。

以上のことから、教育研究活動を展開するため、教員組織の編制を行い、短期大学設置基準に照らして必要な教員数を十分に確保しているといえる。

- ③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用及び昇任は、「三重短期大学教員選考基準」及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」に定めた職位ごとの研究歴、研究業績、教育歴及び教育業績等の基準に基づいて行っている。

教員採用については、全て公募制によって実施している。「専任教員の新規採用に関する教授会申し合わせ」及び「教員の任用に関する手順について(申し合わせ)」に従って、配属学科が学科会議において募集要項を決定したのち、配属学科による第一次選考(書類審査)、第二次選考(面接)を行い、選考結果を教授会で審議・決定している。学科全体で責任ある決定を行うため、一部の選考担当教員にまかせるのではなく学科教員全員で査読・面接に当たり、学科全体での情報の共有を図っている。学科内で情報を共有し、自身の専門と異なる分野でも人事・採用対象者の研究内容の理解を深めるとともに、教育歴や人柄等の多面的評価に積極的に参加することで、適切な採用につなげている。

昇任については、昇任を希望する教員自らが学長宛てに申請し、教員資格審査委員会において、「三重短期大学教員選考基準」及び「三重短期大学教員選考基準運用規程」に照らして審査を行い、昇任が適格と判断された場合には、学長が昇任人事を教授会に提案し、教授会において「昇任人事に関する教授会の申し合わせ」に従って審議を行ったうえで承認している。

基準や規程は適切に整備しており、それらに従って公正かつ厳正な募集・採用・昇任を行っている判断できる。

④ **ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動については、全学科共通で実施している。FD・SD活動推進委員会が、前期・後期にそれぞれ「学生による授業評価アンケート」を実施し、教員は、アンケート結果を参考に授業改善案等を中心とするコメント作成をすることで授業改善に役立てている。コメントは報告書としてまとめ、教職員のみならず学生の閲覧を可能としている。

授業改善に関しては、学科・専攻を超えた教員の情報交換や意見交流の場として、公開授業やFD活動交流集会を開催し、公開授業報告書のまとめを各教員に配付して意見交換会を行い、相互の研鑽を図っている。

教員の研究活動や社会貢献活動等に係る資質向上の取り組みについては、教員評価委員会にて「津市人材評価実施要領」に基づき、各教員から提出される「人材評価自己点検票」によって、各教員の「教育」「研究」「大学運営」「地域貢献」について評価を行っている。

以上のことから、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

- ⑤ 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学との教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

該当なし。

- ⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、FD・SD活動推進委員会、内部質保証推進委員会、教員評価委員会が中心となって全学的な点検と評価を実施し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

FD・SD活動推進委員会では、アンケートや学長と学生との座談会を実施し、その結果をフィードバックして教員の授業改善・向上を図っているほか、当該年度の『FD・SD活動報告書』を作成し、教員組織の適切性に関する点検・評価活動の検証を行っている。

内部質保証推進委員会では、毎年度末に「卒業生満足度調査」を実施し、その内容を内部質保証推進の観点から教員配置や教員組織の適切性等についての点検・評価に結び付けている。

教員評価委員会では「津市人材評価実施要領」に基づき、毎年度教員から提出される「人材評価自己点検票」によって、各教員の「教育」「研究」「大学運営」「地域貢献」面での活動状況を確認している。学長が最終評価者となり、教員一人ひとりの評価を行っている。学長自身の人材評価については、同委員会が第2次評価者、教授会が最終評価者となり、毎年度前期・後期末の教授会で実施している。

教員組織の改善・向上に向けた取り組みの実績として、FD・SD活動推進委員会主催による「学長と学生の座談会」における学生の要望に基づき、2021年度のカリキュラム改編時に各教員の担当科目の見直しを行っている。その結果、1年次後期における「基礎ゼミ」開講が実現している。

以上のことから、教員組織の適切性に関する点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

学生への修学支援、生活支援、進路支援の方針については、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討協議したうえ、方針や各支援にかかわる事項は『学生便覧』にまとめていると自己点検し

ている。しかしながら、その記載内容については、方針と内容が混在しており、分かりにくいいため、大学としての考えや目指す方向性を学生や教員が理解できるように記載方法について工夫することが望まれる。

なお、『学生便覧』は、学生に入学時に配付しており、学生生活全般に関わる支援について、新入生対象のオリエンテーション時に教員及び職員から説明を行い、周知を図っている。また、教員にも毎年度配付している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

修学支援については、各教員の判断により実施することとしており、卒業論文や卒業制作を行うゼミを担当する教員が、各学生の課題作成の進捗度に応じて個別指導を行うほか、成績評価時に基準を満たさなかった学生に対して補充教育を行っている。また、オフィスアワーを設定し、各学期開始時のオリエンテーションにおいて周知を図り、適宜補習教育を行っている。編入学を希望する学生に対しては、指導教員が個別に学習補助や面接練習・口頭試問対策等を行っている。1年次生に対しては、クラス担任制を採り、学習や進路及び生活に関するさまざまな質問や相談に対し、助言や支援を行っている。

経済的な支援としては、「三重短期大学授業料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱」を定め、経済的な理由により授業料の納付が困難かつ学業成績が優秀であると認められた学生に対し、授業料及び入学金の全額又は一部を免除しているほか、奨学金制度を設けている。

ハラスメント対策としては、2012年に「三重短期大学ハラスメント防止宣言」を策定し、ガイドラインや「三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程」に基づき、ハラスメント防止対策委員会の設置、講演会や研修会の開催、パンフレットの配付等を通じてハラスメントの防止に努めるとともに相談窓口の周知を行っている。

進路支援については、キャリア支援委員会が中心となり、就職及び4年制大学への編入学等についてのガイダンスや個別面談等による支援を行っている。また、キャリア支援室では、キャリアカウンセラーが待機し、学生からの相談に対する指導や具体的なサポート等を行っている。新入生の早期キャリア教育の充実をめざし、前期共通科目「キャリア形成セミナー」を開講し、毎回さまざまな分野で活躍する講師を学外から招き、体験談や人生観、社会の基本的な制度などの知識や情報を学び、講義を受けた後には、振り返りのレポートを提出させて講義の前後の自身の変化について記述させることにより、それぞれの職業観や卒業後の進路イメージの形成に役立てていることは高く評価できる。また、1年次生を対象にキャリアアンケートを行い、入学時点での進路志望状況を把握するとともに、学生の志望動向を

把握し学生部と情報共有することにより、高い就職率の維持にもつながっている。

正課外活動の支援については、クラブハウス、グラウンド、体育館などの大学施設を貸し出すとともに、保護者、保証人及び賛同者で構成する教育振興会が学生の正課外活動に補助金を支給している。

以上のことから、学生支援の体制を整備し、かつ学生支援を適切に行っているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、学務委員会、障がい学生支援委員会、ハラスメント防止対策委員会、キャリア支援委員会で検討・協議し、教授会、コース会議、専攻会議、学科会議において定期的に検証し、事案によっては各委員会間で連携を図る体制を構築している。さらに、主な委員会においては年度初めに「目標と計画」を策定し、年度末にその達成状況について「総括」を行い、内部質保証推進委員会での検討を経て、教授会に報告している。このようなサイクルを通じて活動の点検・評価を行い、課題を明確にし、次年度に引き継ぐようにしている。

以上のことから、学生支援の取り組みの適切性については、定期的に点検・評価しているといえる。

<提言>

長所

- 1) 教員と学生との距離が近いことで、就職や編入学等について気軽に教員に相談できる環境が整っていることに加え、新入生の早期キャリア教育の充実を目的として学科共通科目で「キャリア形成セミナー」を開講し、地域のさまざまな実務経験を有する関係者を巻き込んだ授業を展開している。その後受講生が振り返りのレポートを作成することにより、就職活動に先立って、働くことや職業観等を考える貴重な機会になっている。これらのきめ細かな取り組みの積み重ねが、結果として高い就職率にも繋がっている点は評価できる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教員の教育研究活動に関する大学としての考えや目指す方向性等は、「三重短期大学運営方針」に研究活動や施設・設備についての項目はあるものの、この方針は、各年度で定めたものである。大学の教育研究活動に関する環境や条件を整備する

ための方針については「三重短期大学運営方針」をその方針とするのではなく、中長期的な視点から大学として環境や条件を整備していくうえでの考え方や方向性を示した方針を策定することが望まれる。

学生の学習や教員による教育研究活動を支える環境や条件を整備するため、「学務委員会規程」「情報委員会規程」「教養教育委員会規程」「栄養士実習委員会規程」「社会福祉実習委員会規程」等を定め、各委員会において教育研究等環境の整備に努めている。

施設、設備については、「津市公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定された「津市個別施設計画」に基づき、整備を行っている。これら計画の共有に関しては、教授会にて「事務局長報告」として、事務局長が説明することで、教員へ周知を図っている。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎の面積は、いずれも短期大学設置基準等の法令上の基準を満たしている。教育研究のための講義室や実験実習室、体育館、運動場、附属図書館等を設置しているほか、関連施設として厨房、精密機器室等を配置し、専門教育を支えている。

教育研究環境のうち、施設、設備については、津市が設置する法人化されていない短期大学であることから、毎年、市議会で承認された予算に基づく整備を行っている。特に校舎棟等の建築物については、「津市公共施設等総合管理計画」に基づく「津市個別施設計画」を踏まえて整備しており、2022 年度には、校舎棟外壁等改修工事及び校舎棟等空調設備改修工事が行われた。

校舎棟の昇降機の設置や多目的トイレの設置、スロープの改修など、バリアフリーに対応するため施設改修を行っている。また、垣根等の庭木の伐採や、防犯カメラ及びセンサー付きライトの増設など、学内の安全性に配慮した環境整備を実施している。

情報処理演習室は、学内LANを經由してインターネットに接続可能なパソコンを多数備えており、全ての学科の情報処理演習を担うとともに、生活科学科では設計図用CAD、食物栄養学科では栄養計算ソフトなどを専門分野の授業において利用している。新型コロナウイルス感染症拡大以降は、遠隔授業を実施するなどインターネット通信の活用が増加したことから、学内ネットワーク環境においても、教室等への大容量通信に対応するとともに、セキュリティ対策等の安全・安定かつ快適な通信環境の整備を行うため、2023 年度及び 2024 年度で既存の機器等を刷新している。

情報倫理の確立については、情報委員会を設け、倫理面も含めた各種情報管理を

行うとともに、学生に対しては入学時のガイダンスにおいて説明するほか、関連する規則、諸規程等を『学生便覧』に掲載することで全学的に周知している。

以上のことから、必要な校地及び校舎を有し、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備していると判断できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

附属図書館の運営については、図書館委員会が担っている。図書館用図書、視聴覚資料等は教員の選書により購入しており、紙媒体やオンラインジャーナル、電子書籍など、さまざまな媒体の資料を提供している。新聞記事検索や判例検索などの有料データベースを契約することで、学習や研究に活用できる環境を整えているほか、「国立情報学研究所目録所在情報サービス」等に参加することで、利用者の要望に応じた資料や情報の提供に努めている。

図書館には司書資格を持った正規職員と会計年度職員を配置することで対応している。

図書館の開館時間は、全学科の開講時間に合わせた運用を行っている。また、キャリア支援コーナーを設置し、就職活動や編入学試験対策に活用できるようにするなど利用促進に努めている。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えており、適切に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

「教育研究の理念」において、研究に対する基本的な考え方として「教育・研究活動を通じて、人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉の向上、文化の批判的継承と創造に貢献する」こと、「広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究」することなどを定めている。

研究費に関しては、専任教員に対して、学科ごとに決められた配分で研究用消耗品費を支給するほか、学生の保証人等で組織する三重短期大学教育振興会からも研究費を支給している。また、「三重短期大学地域問題研究所規程」に基づき、研究計画の申請を承認された教員は、研究費の支給を受けて研究活動を行うことが可能となっている。また、外部資金獲得の支援として、地域連携センターの担当職員が、研究助成等の情報を教員に提供している。

教育研究の環境については、助教も含め専任教員に個人研究室を割り当てており、空調設備やネットワーク環境を整備しているほか、1週間あたり一定時間の自宅研修を認めており、研究時間を確保している。また、在外研修制度やサバティカ

ル制度を設け、教育研究活動に専念できる体制を整えている。

ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント等の制度は導入していない。教育上の実験や実習に必要な支援については、食物栄養学科においては助教が助手を兼ねており、その他の学科では間接的な研究支援スタッフとして、会計年度任用職員を配置している。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止に関する取り組みとしては、「三重短期大学における競争的資金等の不正使用防止に関する取扱規程」「三重短期大学における研究行動規範」「三重短期大学研究倫理規程」「三重短期大学研究倫理委員会規程」を規定し、「研究倫理委員会」で対応している。同委員会では研究倫理の遵守のために必要な措置を講じ、対応するための活動を行っている。また、「三重短期大学におけるヒトを対象とした疫学研究等に関する倫理委員会」は、教員及び学生が実施するヒトを対象とする疫学研究やその他これに類する研究のうち、対象者等の人権を尊重する倫理的配慮が必要な研究について、研究実施計画の倫理的妥当性等について審査を行い、必要に応じて研究実施計画の修正を求めている。コンプライアンス教育の取り組みとしては、全教員に独立行政法人日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースの受講を課している。また、新任教員に対しては研修、学生に対しては入学時のオリエンテーションや2年次での演習科目において研究倫理に関する資料を配付し、説明することで、コンプライアンス及び研究倫理に関わる教育活動を行っている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性については、内部質保証推進委員会、図書館委員会、FD・SD活動推進委員会等で検討・協議し、各委員会に寄せられた情報や資料をもとに点検・評価を行い、空調設備の改修工事を実施するなど教育研究等環境の整備に努めている。各委員会は、年度初めに「目標と計画」を策定し、年度末にその達成状況について「総括」を行い、内部質保証推進委員会での検討を経て教授会に報告している。

以上のことから、教育研究等環境の適切性を定期的に点検・評価し、その結果に基づき改善・向上に努めているといえる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

- ① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「地域貢献の理念」として、「津市の設置する公立短期大学として、地域の諸問題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、その成果を積極的に地域に還元するとともに、高等教育に対する地域のニーズに的確に応え、生涯学習の振興に寄与することを通じて、地域社会に貢献する」ことを定めてホームページに公表している。この理念に基づき、「地域問題研究所」と「地域連携センター」を設置している。

以上のことから、短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

- ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

さまざまな地域連携・地域貢献事業は、「地域連携の理念」に基づき、地域連携センター及び地域問題研究所が中心となって行っている。地域連携センターは、地域連携及び地域貢献事業を把握するための窓口となっており、「生涯学習機会の提供」「高等学校との連携」「産学官連携の推進」「市政との連携」「地域の大学との連携」「学生ボランティア活動の支援」の6つの活動を実施している。このうち、「生涯学習機会の提供」においては、「オープンカレッジ」や「地域連携講座」のほか「出前講座」を実施している。これらの取り組みは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時期は中止していたが、再開後も一定の参加者がおり、市民に定着している。オープンカレッジは、どの教員も3年に1度程度の頻度で講師を担当しており、全学的な取り組みとなっている。「市政との連携」では、地方自治体等が抱える諸課題に対し、自治体職員と教員がともに調査・研究し、課題の解決にあたりとともに、より戦略的な政策の推進を図る職員の政策形成能力の養成を目的とした「政策研究・研修」を実施している。「学生ボランティア活動の支援」については、「地域連携サポーター制度」を設け、ボランティア活動を行う意思のある学生に登録してもらい、学外ボランティアの仲介を行っている。また、津市消防団学生機能別団の活動支援や図書館学生ボランティア部による中学校図書館支援のサポートなどにも取り組んでいる。「高等学校との連携」においては、三重県内の公立高等学校と高大連携協定を締結しており、高大連携講座や文章作成講座などを毎年開催している。文章作成講座を受講した生徒の多くがその後入学するなど、地域連携だけでなく、短期大学全体での入学者獲得の波及効果が見られる。

また、文章作成講座に参加して入学した学生が、「産学連携の推進」として行っている「小論文・作品コンクール」に応募するケースも出始めているなど、大学、教員、学生レベルで地域に対して貢献していることは高く評価できる。

地域問題研究所は、「地域社会に係る諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、併せて本学の教育・研究の発展に資すること」を目的として「研究交流集会」「地研通信の発行」「地研年報の発行」の3つの事業を行っている。

地域連携・地域貢献事業に関しては、重層的なチェックと全学的な討議を経て決定しており、事業内容は全学で共有している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関するさまざまな取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

地域問題研究所の適切性については、地域問題研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）が点検・評価を行っている。研究所の事業については、運営委員会が前年度の活動を踏まえて「目標と計画」を策定し、内部質保証推進委員会が確認・決定した計画に基づき社会連携・貢献活動に取り組んでいる。取り組みについては、「総括」として運営委員会がとりまとめている。

地域連携センターが実施した地域連携事業については、内部質保証推進委員会が点検・評価し、改善すべき点は次年度の課題として地域連携委員会に申し送りされる。次年度初めに地域連携委員会が作成する「目標と計画」は、この申し送り事項を参照して課題を明確化し、その年の年次計画の作成につなげている。

改善・向上の例としては、「小論文・作品コンクール」において従来2年次の応募作品が大半を占め、1年次の応募が少ないことが課題となっていたため、2021年からは1年次だけが受賞できる賞を設けることにより、1年次の応募者数が増加したことが挙げられる。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

<提言>

長所

- 1) 企業と連携した「小論文・作品コンクール」を長年開催し、社会的な課題等をテーマに学生からの応募作品を審査・表彰することで学生の文章力の向上に取り組む、この活動経験を生かして、教員が連携協定を締結した高等学校の生徒を対

象に小論文の添削指導を行う「文章作成講座」を高・大の接続の取り組みとして実施している。この講座を受講した生徒の多くが入学し、在學生として同コンクールに応募するなどの好循環を生んでいることは、継続的な活動を更に発展させた有意な取り組みとして評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

短期大学の理念・目的、各学科における目的等を実現するために、「三重短期大学運営方針」を策定している。2023 年度の当該方針では、①教育と学生生活、②研究活動、③地域貢献、④施設・設備、⑤将来構想について明示している。例えば、将来構想に関しては、長期履修学生制度の現時点における総括を開始することや「入試や広報活動の内容を見直し、津市立の高等教育機関として一層の充実に努めながら、優れた人材を育成して地域に還元し、地域に必要とされる本学のこれからの在り方について検討」することを定めている。

上記の方針は、ホームページで公表するとともに、『学生便覧』に掲載することで学生に周知を図っているほか、教員に対しては、新任教職員を対象とした研修会資料に方針を掲載することで、周知に努めている。

以上のことから、大学運営に関する方針を明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

適切な大学運営を行うため、学長、学生部長、図書館長をはじめとする役職者を置いている。学長の選考は、「三重短期大学人事に関する規程」「三重短期大学学長選考基準」に基づき教授会が行っており、権限については、学則に定めている。

役職者の選任については、「三重短期大学人事に関する規程」、その権限については、「三重短期大学の組織に関する規則」に定めている。

教授会の役割については、学則及び「三重短期大学教授会規程」において、「教育研究に関する重要な事項について審議し、学長に意見を述べる」ものと規定するほか、学長は、「教授会の意見を尊重しなければならない」ことを定めている。

意思決定については、毎月開催される定例教授会において提出された意見を踏まえて学長が最終的な判断を行っている。また、学則に「本学の発展に関わる諸問題を総合的に検討する」ために発展計画委員会を設置することを定め、教授会で審

議する重要事項に関する事前協議の場として、同委員会において将来構想や採用人事に関わる事項等を協議している。

また、学長は内部質保証推進委員会をはじめとする各種委員会の委員長を務めるとともに、管理運営全般については事務局長を通じてリーダーシップを発揮するよう組織体制を整備している。

学生からの意見聴取は、「学生による授業評価アンケート」や「卒業生満足度調査」を定期的実施することにより行うほか、学内に意見箱を設置して、大学総務課長が点検し、意見書の提出があった場合には関係する委員会や学科等に対応策の検討を委ねている。

危機管理対策については、「特別警報及び警報発表時における授業及び登下校に関する内規」及び「三重短期大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程」のほか、個別の対応については「三重短期大学危機管理事例対応マニュアル集」にとりまとめており、発生時はフローに従って速やかに対策を講じることになっている。

以上のことから、学長をはじめとする役職者を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を行っているといえる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、地方自治体が設置する短期大学であるため、歳入歳出予算及び決算は津市議会の承認を得ている。手続としては、毎年、市の予算編成方針に基づき各学科から提出された予算要求をとりまとめ、市財政部門との協議を経て、市議会において審議、議決され成立する。

予算執行については、「津市契約規則」「津市会計規則」をはじめとする財務関係例規に基づき事務処理を行うとともに、予算執行権限は「津市事務専決規程」により適正に執行されている。内部統制については、執行時の審査とともに、毎年、監査委員による監査を受け、大学の運営状況等に対する決算審査及び定期監査を行っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織については、「三重短期大学の組織に関する規則」に基づき、大学総務課、学生部、附属図書館等で構成している。業務内容の多様化・専門化に対応するため、「三重短期大学事務分掌規則」により担当事務を明確にするとともに、「三重短期大学の組織に関する規則」に基づき各種委員会を設置し、学内における意思決定の迅速化・円滑化を図っている。

教員と職員の連携については、教務・学生支援・入学試験・研究支援・地域連携等、日常の教学運営について事務局の担当職員と関係する教員の間で情報の共有を図り、協働して業務を行っている。

事務局の職員は、大学の独自採用ではなく、津市職員として採用された後に人事異動により大学に配属されており、昇任・昇格等の人事に関しては、「津市職員の任免に関する規則」及び「津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に基づき行っている。

職員の評価及び処遇改善については、毎年度、各職員が「人材育成シート」を前期・後期の2回にわたって作成し、自己点検を行ったうえで、上司の評価及び調整者の評価に基づき、上司との面談を経て各自の目標設定、達成度及び課題の検証を行い、業務の評価と職場における処遇の改善等につなげている。

以上のことから、大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、その事務組織は適切に機能しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務局職員は全て設置者である津市において採用された職員であり、採用年数及び職位に応じた階層別研修等を受講している。また、大学に関する専門知識の習得に向け、短期大学関係団体が主催する各種研修に参加することで、大学運営に生かしている。

教員と職員の協働の実現に向けた取り組みとして、毎年、教職員が参加する外部講師を招いた職場研修を実施している。これにより、課題事項について協働して大学運営を図れるように努めており、2022年度は「発達障害のある学生にどのように対応するか」をテーマとして実施している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の中心となる各委員会において、年度始めに前年度の課題や改善指摘事項等を勘案したうえで当該年度の目標、方針、年間計画、会議開催予定を検討し、「目標と計画」を策定し、年度末には目標・計画の達成状況、来年度に向けての課題等を検討し、「総括」としてとりまとめている。とりまとめた「総括」は内部質保証推進委員会に提出し、同委員会はその適切性について点検・評価を行い、必要な場合は改善事項を協議している。その後発展計画委員会での審議のうえ、各委員会による大学運営の適切性について教授会で審議している。

また、外部評価委員会は、「三重短期大学外部評価委員会規程」に基づき、毎年度、大学の自己点検・評価活動及び学内運営全般に関わる事項の検証を行っている。検証結果をまとめた報告書を作成し、教授会に報告したうえで、関連委員会で可能な限りの実現や改善を協議し、「改善状況報告書」としてとりまとめ、ホームページで公表している。

以上のことから、大学運営の適切性に関する点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

津市が設置する法人化されていない短期大学であり、設置者である津市が 2017 年度に策定した 2018 年度から 2027 年度までの「津市総合計画基本構想・第 2 次基本計画」において、「生涯を通じた学びの推進」に向けて「高等教育機関との連携・充実」に取り組むことが掲げられており、その中で「三重短期大学は、今後の社会経済情勢に対応しながら、人材や地域とのつながりを育み、地域に根付き地域に開かれた高等教育機関としての役割を果たしていく」ことが示されている。また、同計画に基づき、2020 年度に策定された「津市個別施設計画」では、「教育及び研究だけでなく、地域貢献、市民還元等の観点から、本市に必要な高等教育機関として機能を継続」するため、当該短期大学の施設・設備の老朽化に伴う改修工事の計画として、10 年間の年次計画及び工事費の概算費用が示されている。

以上のように、津市の中・長期の財政計画に短期大学が組み込まれていることから、教育研究活動を安定して遂行するための財政計画が適切に策定されているといえる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

予算は、津市の予算編成方針に基づき、市の一般会計における教育費に計上されている。また、当該短期大学の施設の大規模な改修、情報システムの整備等に係る費用は、必要に応じて政策的経費として予算計上されることとなっている。

歳入については、授業料や入学検定料、入学料等の自己収入を主たる財源としており、安定的に確保されている。歳出については、経常費用と施設等への投資費用が主たる支出項目であり、経常費用（人件費や教育研究費を含む。）は安定的に推移している。また、2019 年度及び 2022 年度には、当該短期大学の施設・設備に関する大規模な改修として土地・建設費が支出されており、施設・設備の老朽化対策

が進められている。これに伴い、歳出合計は全体として増加しているものの、短期大学の自己収入とあわせて設置者である市の一般会計で大部分が賄われており、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、教員に対して研究助成金等の応募に関する情報提供を行っており、科学研究費補助金を含め、毎年安定した金額の獲得につながっている。また、その他の外部資金として、ふるさと納税を利用して寄付金を確保している。今後も引き続き、外部資金の獲得に向けた積極的な取り組みが望まれる。

以上

三重短期大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
短期大学基礎データ
基礎要件確認シート
短期大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	『開学 50 周年記念誌』 三重短期大学の設置及び管理に関する条例 三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則 三重短期大学学則 教育情報の公開 三重短期大学の理念と教育目標 『2024 年度キャンパスガイド』 『令和 5 年度学生便覧』 『2023 年度ようこそ三重短期大学へ！』 将来構想に関わるアンケート（2017 年）の結果 『三重短期大学将来構想検討 WG 協議内容中間報告書』 『平成 30 年度三重短期大学将来構想検討 WG 報告書』 『短大充実案具体化のための WG 報告書』
2 内部質保証	三重短期大学の理念 三重短期大学内部質保証推進委員会規程 内部質保証推進のための学内組織図 各種委員会「目標と計画」 各種委員会「総括」 三重短期大学内部質保証推進のための方針と手続き 三重短期大学外部評価委員会規程 令和 4 年度外部評価委員会 改善状況報告書 令和 5 年度 各種委員会委員名簿 『2022 年度 FD・SD 活動報告書』 三重短期大学に対する認証評価結果 津市公共施設等総合管理計画(平成 29 年 1 月策定 令和 4 年 3 月改訂) 津市個別施設計画(令和 3 年 2 月策定 令和 4 年 3 月改訂) 外部評価委員会 三重短期大学年報 自己点検・評価報告書 地域連携センター 地域連携センター年報 『みえたんの種 三重短期大学シーズ集』 津市情報公開条例 改善報告書検討結果
3 教育研究組織	地域連携センター 地域問題研究所 内部質保証推進委員会議事録 発展計画委員会議事録 教授会議事録
4 教育課程・学習成果	三重短期大学全体としての 3 つのポリシー ディプロマ・ポリシー 『履修要項（シラバス）2023 法経科編』 『履修要項（シラバス）2023 食物栄養学科編』 『履修要項（シラバス）2023 生活科学科編』

	カリキュラム・ポリシー
	生活科学科生活福祉・心理コース カリキュラムと授業 履修モデル、生活科学科居住環境コース カリキュラム 履修モデル
	高等教育コンソーシアムみえ
	2022 年度 卒業生満足度調査の集計結果（概要）
	履修希望の調査について（2023 年度前期学生配布資料）
	履修希望の調査について（2023 年度後期学生配布資料）
	三重短期大学試験規程
	教授会規程
	アセスメント・ポリシー
	2022 企業アンケート結果報告
	生活科学専攻における討議資料「社会福祉士新カリキュラム開講での課題」及び「社会福祉士及び介護福祉法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」に基づく、 新カリキュラム案」
	2021 年度生活科学科開設講座表
	高等教育コンソーシアムみえ（単位互換制度について）
5 学生の受け入れ	各学科のアドミッション・ポリシー
	『令和 6 年度（2024 年度）学生募集要項』
	令和 6 年度三重短期大学入学試験実施概要
	三重短期大学広報委員会規程
	三重短期大学入学試験管理委員会規程
	三重短期大学運営組織図
	入学試験管理委員会議事録
	『令和 5 年度（2023 年度）学生募集要項』
	収容定員および在学生の数
	各学科における学科長報告
	2023 年度新入生アンケート
6 教員・教員組織	三重短期大学の組織に関する規則
	『三重短期大学在り方研究会資料 学科改編の概要』
	『三重短期大学将来構想－短期大学としての充実・発展をめざして』
	三重短期大学非常勤講師選考基準
	三重短期大学教養教育委員会規程
	三重短期大学教員選考基準
	三重短期大学教員選考基準運用規程
	専任教員の新規採用に関する教授会申し合わせ
	教員の任用に関する手順について（申し合わせ）
	昇任人事に関する教授会の申し合わせ
	津市人材評価実施要領【教育職給料表の適用を受けている職員】
	人材評価自己点検評価票
7 学生支援	三重短期大学 課外活動団体の手引き
	三重短期大学障がい学生支援委員会規程
	三重短期大学授業料の徴収猶予及び減免に関する取扱い要綱
	三重短期大学ハラスメント防止宣言
	ハラスメントの防止等に関するガイドライン
	三重短期大学ハラスメントの防止に関する規程
	ハラスメント防止に関する指針（新任教職員オリエンテーション用）
	学生向けハラスメント防止に関するリーフレット「悩んでいませんか？キャンパスでのハラスメン ト」
	三重短期大学学生相談室規程
	学生相談室案内
	2022 年度学生相談室利用状況について
	編入学ガイダンス用資料
	キャリアガイダンス内容・スケジュール
	三重短期大学教育振興会会則

	各年４月教授会における学生部長報告添付資料「進路決定の状況」
８ 教育研究等環境	三重短期大学学務委員会規程
	三重短期大学情報委員会規程
	三重短期大学栄養士実習委員会規程
	三重短期大学社会福祉実習委員会規程
	三重短期大学教員在外研修規程
	三重短期大学教員サバティカル研修に関する規程
	三重短期大学共同研究規程
	三重短期大学遺伝子組換え実験安全管理規程
	三重短期大学における競争的資金等の不正使用に関する取扱い規程
	三重短期大学研究倫理規程
	三重短期大学情報ネットワークの利用規程
	図書館委員会議事録
	三重短期大学予算概要書（教授会資料）
	三重短期大学教育振興会収入支出予算書（総会資料）
	三重短期大学地域問題研究所規程
	三重短期大学における教員の勤務及び施設利用等に関する取扱い
	『三重法経』 三重短期大学法経学会
	『みえ生活科学研究』 三重短期大学生生活科学研究会
	『地研年報』 三重短期大学地域問題研究所
	三重短期大学における研究行動規範
	三重短期大学研究倫理委員会規程
	三重短期大学におけるヒトを対象とする疫学研究等に関する倫理委員会規程
	学生にも求められる研究倫理
	研究データの保存・管理・開示の方法に関するガイドライン
	三重短期大学図書館委員会規程
	三重短期大学FD・SD活動推進委員会規程
	三重短期大学障がい学生支援委員会規程
	2022 研究倫理に関する研修及び研究不正、研究資金不正防止についての研修会
９ 社会連携・社会貢献	三重短期大学地域連携委員会規程
	三重短期大学地域連携センター設置規則
	地域連携センター事業概要
	地域連携委員会議事録
	出前講座のご案内
	三重短期大学科目等履修生に関する規程
	三重短期大学聴講生に関する規程
	三重短期大学地域連携センター年報
10 大学運営・財務 （１）大学運営	三重短期大学規程集
	2023 年度三重短期大学運営方針
	三重短期大学人事に関する規程
	三重短期大学学長選考基準
	三重短期大学の組織に関する規則
	特別警報及び警報発表時における授業及び登下校に関する内規
	三重短期大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程
	『三重短期大学危機管理事例対応マニュアル集』
	津市契約規則
	津市会計規則
	津市事務専決規程
	監査結果報告の提出について
	主要な施策の実績報告書
	津市歳入歳出決算書
	津市歳入歳出決算附属書
	学校基本調査
	津市職員の任免に関する規則

	津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
	三重短期大学外部評価委員会 報告書
10 大学運営・財務 (2) 財務	公立短期大学における収入・支出等に関する資料(様式8)
	外部資金獲得一覧
	津市歳入歳出予算書

三重短期大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
2 内部質保証	三重短期大学発展計画委員会規程
	各種委員会の今年度の「目標と計画」について（内部質保証推進委員会 令和6年6月6日）（6月定例教授会 令和6年6月27日）
3 教育研究組織	2022年度の総括（地研運営委員会）
	2022年度の目標と計画（地研運営委員会）
	各種委員会の今年度の「総括」について（内部質保証推進委員会 令和5年3月23日開催、発展計画委員会・臨時教授会 令和5年3月27日開催）
4 教育課程・学習成果	三重短期大学成績評価にかかわる異議申し立てに関する規程
	FD・SDワーキンググループ報告
	令和6年度前期成績報告書の提出等について
6 教員・教員組織	三重短期大学教員資格審査委員会規程施行細則
	三重短期大学教員資格審査委員会規程
	三重短期大学事務分掌規則
	三重短期大学競争的資金等不正防止委員会規程
	三重短期大学科学研究費事務取扱要綱
	学長と学生の座談会報告（掲示用）2022年度・2023年度
	マーケティング論担当教員募集要領（平成28年度）
	食物栄養学科教員募集要領（令和元年度）
	令和5年度外部評価委員会改善状況報告書
	令和5年度2月卒業判定教授会事項書（令和6年2月28日に改善状況報告書について審議）
	発展計画委員会事項書（令和6年2月28日に改善状況報告書について審議）
7 学生支援	障がい学生支援学生数（1年生）
	キャリア形成セミナーシラバス
	キャリア形成セミナー履修者数集計
	キャリア形成セミナー授業評価アンケート
	キャリア形成セミナー「まとめのレポート」（サンプル）
	キャリア支援委員会会議録
	障がい学生支援委員会会議録
	令和5年度各種委員会の今年度の「総括」について（キャリア支援委員会、障がい学生支援委員会）
	令和6年度各種委員会の今年度の「目標と計画」について（キャリア支援委員会、障がい学生支援委員会）
8 教育研究等環境	2024年度三重短期大学運営方針
	市政運営の課題・懸案事項に係る協議フロー
	令和3年4月三重短期大学の公共施設等適正管理推進事業債を活用した長寿命化について（津市個別施設計画記載事項の見直し）
	令和5年1月三重短期大学の長寿命化事業について
	各委員会の今年度の「総括」について（令和6年3月22日内部質保証推進委員会資料令和6年3月定例教授会資料）
	図書館長報告（令和6年9月6日卒業判定教授会）
9 社会連携・社会貢献	地域連携センターの概要
	地域連携事業に関する申し合わせ
	三重短期大学地域連携センター地域連携事業規程
	第69回地域問題研究交流集会報告スケジュール
	第68回地域問題研究交流集会のお知らせ

10 大学運営・財務 (1) 大学運営	令和6年度各種委員会委員名簿
	令和6年度学校推薦型選抜試験実施計画（法1・食栄・生活）
	2023年度10月三重短期大学受験相談会実施要綱
	津市職員服務規程
	令和6年4月1日新旧事務局長事務引継書
	令和3年度 三重短期大学外部評価委員会報告書
	令和3年度 三重短期大学外部評価委員会改善状況報告書
	発展計画委員会事項書（令和4年6月16日・令和4年7月21日・令和4年11月24日・令和5年1月19日）
	定例教授会事項書（令和4年6月16日・令和4年7月21日・令和5年1月19日）

三重短期大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
1 理念・目的	高校訪問資料 2023-2024